

安全保障貿易管理の要件化について ①

- ➡ 研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある技術などの研究成果等が軍事、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、**研究機関による組織的な対応が求められます**。
- ➡ 我が国では、外為法に基づき、輸出規制が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。
- ➡ 科研費制度では、これまでも科研費による研究活動を行う研究者に対しては、外為法に基づき規制されている技術等の取扱いを予定されている場合には、当該法律や所属機関の規程等を踏まえ、**安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認すること**を求めています。

令和7年度助成課題から、交付決定までに

- ✔ **外為法の輸出規制にあたる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認** 及び、
- ✔ **提供の意思がある場合は管理体制の有無について確認** を行います。

研究機関は、当該事務を行うために必要な体制の整備を実施してください。



大学等に求められる主な取組

組織体制の整備・運用

- ・担当部署等の決定・設置
- ・関係規程の策定
- ・学内研修 等

技術の提供や機器等の輸出の確認手続

- ・定められた手続きの徹底（用途・相手先等の確認 等）

研究者・留学生等の出入国等における確認手続

- ・留学生等への技術提供等に係る管理
- ・共同研究の実施時の管理 等

令和5年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会 文部科学省作成資料をもとに作成

参考

- 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- **安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）**
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri_03.pdf
- 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

大学・研究機関が実施すべきことがまとまっています。輸出管理体制の例なども掲載されていますのでご参考ください。

1

安全保障貿易管理の要件化について ②

令和6年1月末のe-Rad改修により、安全保障貿易管理に関する機能として、機関の体制整備状況の登録が可能となりました。これにより、科研費は令和7年度助成課題から以下の対応を予定しています。

○ 科研費における対応（予定）

① 事前登録【e-Rad】

- ・研究機関は、**e-Radの研究機関情報で安全保障貿易管理体制の整備状況を登録**してください。



研究機関の事前登録

e-Radの研究機関情報で以下のいずれかを登録

- a：未整備
- b：整備済
- c：整備中



科研費電子申請システムに連携

－ 1. 安全保障貿易管理に関する機能－

自機関情報画面の変更

- ・自機関における安全保障貿易管理体制の整備状況登録項目が表示されます。（随時登録可）

自機関における安全保障貿易管理体制の整備状況を登録してください。（初期値は「未整備」となります。）

なお、整備中又は未整備の場合で、リスト規制貨物の輸出又は技術提供を行う予定がある場合は、対象公募の採択後、契約締結（交付決定）時まで、本機能により誓約書を提出する必要があります。

また、リスト規制貨物の輸出又は技術提供を行う又は採択された安全保障貿易管理要件化対象の課題終了、いずれか早い方までに、体制を整備済にておく必要があります。

（登録状況が「整備中」のまま2年経過した場合は、自動で「未整備」に変更されます。）

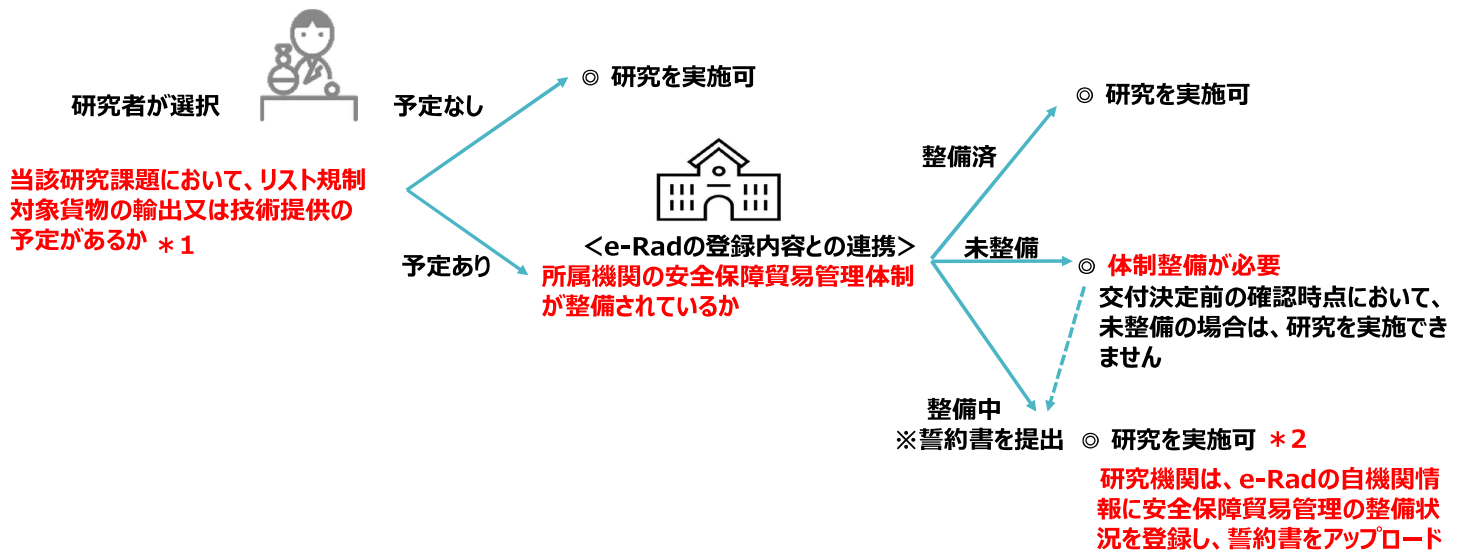
整備中を選択した場合は、指定の誓約書をアップロードしてください。

※誓約書は一度アップロードすれば、以降、別の応募での再アップロードは必要ありません。

2

安全保障貿易管理の要件化について ③

② 交付申請（支払請求）時の確認【科研費電子申請システム】



* 1 リスト規制について

炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度

対象は、経済産業省のHP (<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html>) で確認できます。

* 2 安全保障貿易管理体制が整備中のまま研究を実施する場合

「リスト規制貨物の輸出又は技術提供を行う」又は「採択された安全保障貿易管理要件化対象の課題終了」のいずれか早い方までに、体制を整備済にしておく必要があります。